

特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する
有識者会議運営要領

令和7年2月6日
特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び
分野別運用方針に関する有識者会議座長決定

特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会議は、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保する観点から、原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 2 会議において配付された資料は、各会議の終了後、公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 会議においては、都度、議事要旨を作成し、各会議の終了後、公表する。ただし、上記1の観点から、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 会議においては、都度、議事録を作成し、上記1の観点から、原則として、特定技能制度及び育成労制度の基本方針及び分野別運用方針の閣議決定後に公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表と/orすることができる。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。